

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 施行規則等の一部を改正する省令について

1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄等があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成13年総務省・経済産業省令第2号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成13年総務省・経済産業省令第3号）においては、各申請等について様式を定めているところ、上記基準に照らし、押印等を廃止することが適当であることから、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

下記の省令の様式等から押印又は署名を求める記載を一律削除する。

- ・ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成13年総務省・経済産業省令第2号）
- ・ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成13年総務省・経済産業省令第3号）

3 施行日

令和2年12月1日から施行するものとする。